

木祖村議会だより

# 道しる



臨時号

## 奥原当議員への 「議員辞職勧告」を決議 村選挙管理委員会へ不当な圧力



令和6年2月9日

No 185



令和5年12月会議 全員協議会の模様

# 経緯および対処 辞職勧告決議（案）提出

## 奥原当議員が選挙管理委員へ不当な圧力をかけたことが明らかになり、事の重大性から、しかるべき措置として辞職勧告決議（案）を提出

昨年12月13日の議員協議会および12月15日の全員協議会の際に、安原副議長及び宮下議員から奥原当議員の問題行動の報告があった。

昨年10月、2人の選挙管理委員からそれぞれ安原副議長、宮下議員に苦情の申告があった。その内容は「奥原当議員が自宅に来て木山澤氏を選挙管理委員長にしないでほしい、と言われた。議員が圧力をかけるとは不当ではないか」というものであった。奥原当議員に事実確認をしたところ、事実を認め「軽率な行動だった」と簡単な弁明があったが、謝罪はなかった。選挙管理委員会は行政機関として選挙の公平性を保つために独立した執行機関であり、議員の介入はあり得ないことから、事の重大性に鑑み、しかるべき措置を検討することとなった。

議会では関係議員による協議を重ね、議員としてあるまじき行為であること、議会の権威と信用を著しく失墜させたことから、厳罰に値するとの認識で一致、奥原当議員への「辞職勧告決議」が妥当と判断、2月会議において動議により決議（案）を提出、採決を行うこととなった。

### 辞職勧告決議（案） 【提案説明】 田上芳朗 議員

我々木祖村議会議員は、議員として村民から負託を受けた立場と職責を十分に認識し、法令、条例を遵守し、良識をもって村民の模範となるよう行動しなければならない。

しかし、昨年10月の選挙管理委員会委員長の選任に際し、奥原当議員が委員長に木山澤氏を選任しないように他の選挙管理委員の自宅を訪問し、働きかけたことは議員としての倫理性に欠け、村民の議会に対する信頼を失墜させるものである。

よって奥原当議員はその道義的、社会的責任を感じ、自らの意思により直ちに議員の職を辞することを勧告する。

### 賛成討論 【賛成討論】 宮下孝次 議員

奥原当議員のとった行動は、議員としてあるまじき行為としてあってはならない全く愚かなものがあります。何よりも心配なのは村民の信頼が失われてしまうことでもあります。議会における奥原当議員は、村の課題について建設的ではなく批判に余りある発言に終始しており、おごり高ぶった姿勢から今回の事態を引き起こしたものと看做ざるを得ません。独立した執行機関である選挙管理委員会への圧力は村や議会のためではなく、自己中心的で身勝手な考えに基づいた行動に他なりません。したがって辞職勧告は至極当然であり、直ちに職を辞することを強く望むものであります。

### 決議の賛否 起立多数・可決、決定

決議は起立による採決が行われ、対象議員5名の内、賛成3の起立多数により可決、決定した。

#### 対象議員（起立採決） <<○賛成 △態度保留>>

対象議員	深澤衿子	田中寛幸	大久保庄亮	宮下孝次	清水えり子	田上芳朗	安原千佳世	栗屋正一	奥原 当
採決結果	△	欠席	△	○	○	○	—	欠席	

※対象議員5名。安原副議長は議長職務代理、栗屋議長、田中議員は欠席、奥原議員は除斥（本人が該当者で除外）のため対象外

## 辞職勧告決議

決議は議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明するものです。

### 奥原 当 議員に対する辞職勧告決議

我々木祖村議会議員は、議員として村民から負託を受けた立場と職責を十分に認識し、法令、条例を遵守し、良識をもって村民の模範となるよう行動しなければならない。

しかし、奥原当議員が昨年10月の選挙管理委員会委員長の選任に際し、木山澤氏を委員長に選任しないよう他の選挙管理委員に働きかけたことは、議員としての倫理性に欠け、村民の議会に対する信頼を失墜させるものである。

よって、奥原当議員はその道義的、社会的責任を感じ、自らの意志によって直ちに議員の職を辞することをここに勧告する。

以上決議する。

令和6年2月6日(火) 木祖村議会

※本決議は奥原当議員へ内容証明郵便により送付されます。

## 議会としてのお詫び

議長職務代理 安原 副議長

### 村民の皆様へ

この度の奥原当議員の不祥事については、村民の皆様にご心配、ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。議員の本分を見失い、慢心がゆえの行動であり議員として決して許されるものではありません。

このことにより議会・議員が村民の皆様からの信頼を失うとともに、村民の皆様の負託を受けた議会・議員の立場から、恥ずべき不祥事が起きてしまったことについて議員一同、猛省するところであります。

木祖村議会は議員の本分を全うすることが信頼回復につながることを肝に命じ、一生懸命努めてまいりますので、引き続きご支援とご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長職務代理 副議長 安原 千佳世

(栗屋議長が病気療養中のため副議長からお詫びさせていただきました。)

#### 議員辞職勧告決議

不祥事などで公職の身分にふさわしくないとされる人物に対して行われる議会の意思表示である。法的拘束力はないため、当該人物は勧告に従わなくても法律上問題はないとされている。

令和6年 2月会議

2月6日(火) 再開  
2月6日(火) 散会

### 令和5年度木祖村一般会計補正予算 (第7号)

木祖村議会は2月6日(火)再開され、議案3件(補正予算1件他)について慎重審議し原案通り可決し、同日散会した。令和5年度一般会計補正予算(第7号)は、除雪委託料等の補正で歳入歳出それぞれ34,260千円を追加し、総額を3,230,728千円とした。また、「奥原当議員に対する議員辞職勧告決議」を採決、可決した。

#### 2月会議 議案など審議結果

番号	件名	採決結果
議案第2号	建設工事変更請負契約の締結について	可決
議案第3号	令和5年度木祖村一般会計補正予算(第7号)	可決
発議第9号	奥原当議員に対する議員辞職勧告決議	可決

1月23日(火)に長野県町村議会議長会主催の「議会運営研修会(中南信)」が松本市浅間温泉文化センターで行われ、対象者(議会正副議長、常任委員会正副委員長、議会運営委員会正副委員長、議会事務局長)の7名を含め、中南信の自治体議員等約300名が参加しました。

目的は、本会議・委員会における議案・請願等の審議・審査の充実を図るために、制度や実例について研修を行い議会の活性化と適正な議会運営を図るための実務的な研修でした。

はじめに「町村議会の実態調査結果について」と題した県内町村議会の議員定数や常任委員会の状況や付議事件(会議規則他)等の調査結果報告があり、日頃知ることがない他町村の状況が分かり、木祖村議会の立ち位置を確認することができました。

続いて「議会運営の実務」について研修があり、議案の修正、発言の取消しと訂正、除斥



等々、議会運営の詳細について具体例を交えた内容で、長い間、培ってきた議会制民主主義の原則や各種解釈などについてあらためて勉強することができ、大変有益な学びの場となりました。

内容によっては目から鱗的な気づきがあるなど、議会運営の大切さと重要性を考えさせられる機会となり、議員活動や議会運営に生かしていなくてはならないとの思いを強くした研修でした。

### 編集後記

### 議会・議員の本分を全うし、村の発展に寄与するために決意を新たに議会・議員活動に取り組んでいきます

議会だよりの臨時号をお届けします。

本臨時号については、不名誉にも議員の不祥事についてお伝えする議会だよりとなくなりました。

村民の皆様は、既に新聞各紙の報道等により、議会が奥原当議員へ辞職勧告を決議したことについてご承知のことと思います。また、このような事態があったことに驚かれたことと思います。

日頃から村民の皆様からお寄せいただいている議会・議員への信頼を反故にするような出来事が明らかになり、事の重大性から議会として厳罰の対応をとらざるを得ないこととなりました。今回の辞職勧告は大方の議員の賛意があった上での運びとなったことから、一連の経過及び辞職勧告に至った判断について多くの村民の皆さんのご理解を賜りたいと思います。なお、議会の思いは、病气療養中の栗屋議長にかわり議長職務代理の安原副議長からお詫びした通りです。

選挙管理委員会は選挙事務管理を行う村の行政委員会の一部で、公平性を保つために首長や議員と一線を画す独立した執行機関となっています。したがって議員が選挙管理委員会の人事に介入するなど、あってはならないことであり、おごり高ぶった姿勢から問題行動を起こした奥原当議員は相応の厳罰に処されても致し方のないところです。

議会では、今回の不祥事について確固たる態度で臨むとともに、二度と同様な事態が起きないよう議員としての本分を全うし、村の発展に寄与すべき立場で議員活動に取り組むよう、認識と決意を新たにしました。今後とも議会・議員に対するご支援・ご理解をいただきますよう、よろしくお願い致します。